



議案第三十三号

団体菅吉田地区ほ場整備暗渠排水工事請負契約の締結について
の議決の一部変更について

次のとおり団体菅吉田地区ほ場整備暗渠排水工事請負契約の締結についての議決（昭和五十四年十一月二十二日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年三月十四日

三朝町長 松村喬成

昭和五十五年三月十四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

四 契約金額中「四〇、〇〇〇、〇〇〇円」を「四〇、四五〇、〇〇〇円」に改める。